

農協改革および指定生乳生産者団体制度の改革に関する意見書

農協改革は、組織における自己改革の取り組みを尊重し、生産現場の実態や農業関係者の意見、長期的な展望を踏まえた丁寧な議論により進めるとともに、指定生乳生産者団体制度の改革については、需給調整の実効性と公平性の確保がはかれるよう強く要望する。

理由

平成 28 年 11 月 11 日、規制改革推進会議農業ワーキング・グループから、「農協改革に関する意見」が公表された。

その内容は、JA 全農の農産物委託販売の廃止と全量買取販売への転換や、信用事業を営む JA を 3 年後を目途に半減させる等、自主・自立を原則とする協同組合への介入と言わざるを得ないものであったが、その後の与党との調整により、現実的ではない事業・組織の見直しについては排除されるに至った。

中山間地を抱えた当地域において、JA はなくてはならない組織であり、農業振興や地域経済の維持・発展、地域住民のコミュニティーに大きな役割を果たしている。

今回の提言のように、JA の解体を招くような事業および経営への介入は、到底承服することができない。

農協改革は、真に農業者の立場に立った創造的自己改革が基本であることを前提に進められるべきである。

また同日、農業ワーキング・グループは「牛乳・乳製品の生産・流通等の改革に関する意見」も併せて公表した。

指定団体以外に出荷する生乳への補給金の交付や指定団体への全量委託の原則廃止などが主な柱であり、その後の与党との調整により、条件整備を前提に補給金の交付対象者拡大と生乳の部分委託の拡大が容認された。

指定生乳生産者団体制度および生産者補給金は、需要に応じた生乳生産と合理的な集送乳を通じて酪農経営の安定と所得増大をはかる仕組みであり、中山間地域等の条件不利地で経営を行っている酪農家にとっては、極めて重要な制度である。

よって国においては、下記の事項について取り組むよう強く要望する。

記

- 1 農協改革については、自己改革に取り組んでいる実態に鑑み、協同組合原則を無視した介入は行わないとともに、本県の農業振興や農業所得増大の視点からも、現実的ではない事業・組織の見直しを強要しないこと。
- 2 指定生乳生産者団体制度は、生乳の特性をふまえ、酪農家が営々と努力を積み重ね、創り上げてきた極めて重要な仕組みであることから、制度の機能が損なわれないようにすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 28 年 12 月 16 日

岩手県一関市議会

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
農林水産大臣 殿

減反廃止に向けた激減緩和措置である飼料用米の交付金の現行制度堅持を求める意見書

政府は、農業の成長産業化を重点戦略として掲げ、さまざまな見直しを実施している。

このなかで、飼料用米生産に対する交付金の見直しの検討を開始し、財務省の財政制度審議会は、2017年度予算編成に向けた建議のなかで、収益性の低い飼料用米への交付金に見直しを求めている。

飼料用米の生産は、2014年度以降に収穫量に応じた交付金とし、現在では最大で10アール当たり、10万5,000円である。

飼料用米の生産面積は2013年には2.2万ヘクタールであったが、2015年には8.0万ヘクタールで、生産量も11.5万トンから42.1万トンとなった。

当市でも、2015年度には水田面積の5.3%にあたる610.5ヘクタールで飼料米生産を実施し、約5億4,000万円の交付となっている。

この飼料用米生産のため、直播田植機などの農業機械の導入を図り、乾燥調整施設や畜産農家にあっては、配合飼料工場を整備するなど、今後の生産振興に期待して設備投資を行っている。

政府では、2025年度目標として110万トンとしており、この際の交付金は1,000億円と想定しているなか、交付金の財政負担の増大等を理由にした現在の制度の見直しは、農政の不信を招きかねない。

また、この飼料用米生産の多くは、農地中間管理事業で農地の集積を行っている大規模な農業生産法人等で推進しており、この法人等は水田の多面的機能の維持にも大きく貢献しているため、水田の制度が変更になれば、その及ぼす影響は大きく、農地、農村の維持の弱体化になることが懸念される。

よって、飼料用米生産の交付金は、現行制度を維持することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成28年12月16日

岩手県一関市議会

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
財務大臣 殿
農林水産大臣 殿

「農業者戸別所得補償制度」の復活を求める意見書

米価が生産費を下回る水準に下落し、多くの稲作農家が「これでは作り続けられない」という状況が続いています。

また「安い米」の定着によって、生産者だけでなく流通業者の経営にも影響を与える状況となっています。

こうしたなかで政府は、農地を集積し大規模・効率化を図ろうとしていますが、今日の低米価では規模拡大した集落営農や農業法人でも経営危機に陥りかねません。

平成 25 年度までは主要農産物(米・麦・大豆など)の生産を行った販売農業者に対して、生産に要する費用(全国平均)と販売価格(全国平均)の差額を基本に交付する「農業者戸別所得補償制度」により、10 アール当たり 15,000 円が交付され、多くの稲作農家の再生産と農村を支えていました。

平成 26 年度からは「経営所得安定対策」に切りかわり、稲作については 10 アール当たり 7,500 円の交付金となっています。

さらに、この制度も平成 30 年産米から廃止されようとしています。

これでは、稲作経営が成り立たないばかりか、水田のもつ多面的機能も喪失し、地域経済は益々疲弊してしまうこととなります。

私たちは、今こそ欧米では当たり前となっている、経営を下支えする政策を確立することが必要だと考えます。

そうした観点から、生産費を補う「農業者戸別所得補償制度」を復活させ、国民の食糧と地域経済、環境と国土を守ることを求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 28 年 12 月 16 日

岩手県一関市議会

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
農林水産大臣 殿

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 に戻すための、2017 年度政府予算に係る意見書

日本は、OECD 諸国に比べて、1 学級当たりの児童生徒数や教員 1 人当たりの児童生徒数が多くなっています。しかしながら、第 7 次教職員定数改善計画の完成後 9 年もの間、国による改善計画のない状況が続いています。自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏づけされた定数改善計画の策定が必要です。一人一人の子供たちへのきめ細かな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するためには、教職員定数改善が不可欠です。また、新しい学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導などを必要とする子供たちや障がいのある子供たちへの対応、いじめ・不登校などの課題もあります。こうしたことの解決に向けて、少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数改善が必要です。

いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われていますが、国の施策として定数改善に向けた財源保障をすべきです。

三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合が 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられました。その結果、自治体財政が圧迫され非正規教職員もふえています。子供たちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

子供の学ぶ意欲、主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠です。こうした観点から、2017 年度政府予算編成において、下記事項が実現されるよう、強く要望いたします。

記

- 1 子供たちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を 2 分の 1 に戻すこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 28 年 12 月 16 日

岩手県一関市議会

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
総務大臣 殿
財務大臣 殿
文部科学大臣 殿

私学助成の充実を求める意見書

私立学校は、公教育の一翼を担い学校教育の充実、発展に寄与しています。

現在、私立学校の経営基盤は、厳しい環境におかれており、保護者の学費負担は家計を大きく圧迫しています。また、生徒1人当たりにかかる教育費が公立学校と比べて低いことが、教育諸条件が改善されない大きな要因になっています。

こうした状況の中で、教育条件の維持、向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全化に資するため、運営費をはじめとする公費助成の一層の充実が求められています。

よって、このような実情を勘案し、私学助成について特段の配慮をされるよう次のとおり要望いたします。

過疎地域の私立高校に対する特別助成の増額を含め、私学助成金をさらに充実することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成28年12月16日

岩手県一関市議会

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
財務大臣 殿
文部科学大臣 殿
岩手県知事 殿